

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）低圧制御油圧力指示計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該圧力指示計を交換	GⅢ	
2	3号機	主タービン前部軸受部に設置されている計測制御用ケーブル端子台の蓋固定用L型金具が溶接部から脱落したため、当該部を溶接補修	GⅢ	
3	3号機	復水ろ過装置の復水出口弁駆動部の点検におけるケーブル解線作業時、当該弁駆動部の電装品保護用カバーに損傷（ヒビ）が認められたため、当該カバーを交換	GⅢ	
4	3号機	主蒸気管フランジ締付ボルトの点検において、ボルトのネジ山部に一部欠損（1本）が認められたため、当該ボルト・ナット・座金（1組）を交換	GⅢ	
5	3号機	主低圧タービン（C）外部車室（上半）内部溶接線の浸透探傷検査において、指示模様（集中ブローホール）が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
6	3号機	主低圧タービン（B）外部車室（上半）内部溶接線の浸透探傷検査において、指示模様（円形及び集中ブローホール）が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
7	3号機	主低圧タービン（A）外部車室（上半）内部溶接線の浸透探傷検査において、指示模様（線状、円形及び集中ブローホール）が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
8	3号機	所内の電源盤取替工事に伴う仮設電源への切替作業において、「県テレメータシステム」に使用している発電機出力データー伝送用電源の停止を行った際、福島県原子力センターへの伝送停止に関する事前連絡を失念し、事後連絡となったため、対応検討	GⅡ	
9	4号機	中央制御室内空気温度スイッチに接点動作不良が認められたため、当該温度スイッチを点検・調整	GⅢ	
10	5号機	中央制御室の制御盤（9-3）及び同制御盤（9-8）の出入口扉に施錠不可が認められたため、当該扉を点検・修理	GⅢ	
11	6号機	中央制御室の制御盤（P603）及び同制御盤（CP-1）の出入口扉に施錠不可が認められたため、当該扉を点検・修理	GⅢ	
12	6号機	主変圧器取替工事の発注手続きにおいて、社内承認手続きのうち「方針承認書」の作成を失念したため、対応検討	GⅡ	
13	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）用1次セラミックフィルタ（C、D）の入口煙道に詰まりが認められたため、当該煙道を点検・清掃	GⅢ	
14	集中環境施設	ペレット固化設備のドラム缶搬出用天井クレーン巻上げ操作時、停止位置のズレ（通常的位置より約1m下方で停止）が認められたため、当該クレーンを点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	集中環境施設	プロセス主建屋地下2階の洗濯設備エリア内ドレンファンネルの点検において、懐中電灯が破損し、当該懐中電灯のレンズカバー及び乾電池（1個）がドレンファンネル内へ落下したため、当該部品を回収	G III	
16	その他	水処理設備排水処理装置の総合排水受槽用レベルスイッチに接点動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	G III	
17	その他	社内認定資格証（工事監理員）の更新手続きを失念した当社社員（4名）が、当該認定資格証の有効期限が切れた状態のまま、委託先に対する工事監理業務に従事していたことが認められたため、対応検討 尚、資格更新のための必要要件については、十分満たしていることを確認済	G II	